

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項および第4項の規定による定例監査を尾花沢市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年2月28日

尾花沢市監査委員 小林 秀也

尾花沢市監査委員 笹原 和子

### 記

#### 1. 定例監査（各課等）

##### （1）監査の対象

総務課、防災危機管理課、総合政策課、財政課、定住応援課、市民税務課、会計課、福祉課（福祉事務所）、健康増進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、農林課、商工観光課（企業振興室）、建設課、環境エネルギー課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部、こども教育課、教育指導室、社会教育課、中央公民館

##### （2）監査の期間

令和5年1月6日（金）から令和5年2月8日（水）まで

##### （3）監査の範囲

令和4年1月から令和4年12月末日現在における財務事務及び関連事務事業の執行状況

##### （4）監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施

##### （5）監査の実施内容

尾花沢市監査委員条例第4条第2項の規定により通知し、資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施

##### （6）監査の結果

いずれも予算の執行については計数上の誤りはなく、事務事業の執行についても監査した事項について概ね適正に執行されていることを認める。

以上